

破天荒

教宣部

4949号

2013年
5月16日

化学一般京滋地本
全竹中労働組合



労働時間管理

天声竹語

管理職と 時間外労働手当

労働基準法では「管理監督者」は労働時間規制の適用除外とされています。これは一般に「管理職」と呼ばれる人に該当するものではありません。竹中の課長レベルでは時間外労働時間に応じた割増賃金を請求できます。

管理監督者

法でいう管理監督者とは、職務内容や職務遂行上使用者と一体的な地位にあるといえるほどの権限を有し、それに伴う責任を負担している。
一、出・退勤について裁量があり、自ら労働時間の調整ができる。
二、賃金・賞与等で他の一般社員と比べてその地位に相応しい処遇である。

などで判断されます。竹中では一、二、三に該当する管理職はほとんどいません。つまり、労働時間規制が適用されることとなります。

職務手当

課長代理になれば「管理

職となり、その役割・責任に応じた「役職手当」が支払われていることで時間外労働手当を支払う必要がないとはなりません。その金額が問題になります。現実の労働時間によって計算した割増賃金額が手当を上回る場合には、使用者はその差額を支払わなければならないという判例が確立しています。
管理職となり「残業代はなし」という内容で労働契約しているも法に劣る契約は無効です。

竹中では、管理職になれば残業は申告しない、タイムカードでの労働時間管理もないのが実態です。
いざという時のために、出・退時刻を記録しておくことをお勧めします。(組合は安全衛生委員会での管理職もタイムカードによる労働時間管理をするように要請しています)



2013年も3分の1が経ちました。年齢を重ねてくると一日の経つのが早いこと。
今年になって何かやったことあるかと思いついても出てこない。私だけやろうか。毎日毎日は何なりとやっているんやけどね。
たった一日、されど一日。いつやるの、今でしょ、「明日でもいいんちゃう」そうして生きてきた親を子供は見ている。間違いない。
「宿題は先に、さっさとやってしまいや」「後でするし(とケータイでラインとゲーム)」結局、宿題はせず寝てしまつ我が子。

お知らせ

ユニオンアップ2013

5月19日(土)

11:00 ~ 15:00

みやこめっせ

参加無料

いろんな労働組合が

大集合!!

化学一般も参加します

制度改定のお知らせ

団体生命共済の災害入院
共済金・病氣入院共済金で
支払い要件が改善されます。
実施は6月1日以降の
入院開始分(共済事由発生
分)からです。
一、不慮の事故入院
(現行)連続して5日以上
入院したときに一日目
から保障

(改定後)一日以上入院し
た時に一日目から保障
日帰り入院も保障
一、病氣入院
(現行)一泊二日以上入院
したときに一日目から
保障
(改定後)日帰り入院から
保障

一、交通事故入院
改定なしです。
(現行)免責が四日あるた
め一〜四日間は通院共
済金が給付され五日目
から入院共済金が保障
される。

